

京都市告示第 30 号

京都市駐車場条例施行規則第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり入退場時間を変更するとともに、これに伴い京都市駐車場条例第15条の2の規定に基づき、駐車料金を減免します。

平成21年4月1日

京都市長 門川 大作

1 入退場時間の変更

| 駐車場名 | 変更する期間 | 変更する入退場時間 | 現行入退場時間 |
|------------|-------------------------|--------------------|---------------------|
| 京都市山科駅前駐車場 | 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで | 午前5時から翌日の午前0時30分まで | 午前7時30分から午後10時30分まで |

2 駐車料金の減免

京都市山科駅前駐車場について、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間の駐車料金を次のとおり減免します。

(1) 駐車料金の減額

午後9時から翌日の午前9時までの普通駐車料金を1,500円から1,200円に減額します。

(2) 駐車料金の免除

ア 平日（土曜日を除く）午前5時から翌日の午前0時30分までの間、30分までごとの普通駐車料金の合計が1,200円を超えた額を免除します。

イ 平日（土曜日を除く）午前8時から午後8時までの区分の月ぎめ駐車料金で利用する場合の、午前5時から午前8時まで及び午後8時から翌日の午前0時30分までの普通駐車料金を免除します。

(建設局都市整備部市街地整備課)